



島根県報

平成23年2月4日（金）

第2,262号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止	（　　　　　）	2
土地改良区の役員の退任	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
保安林予定森林	（　　　　　）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（　　　　　）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中小企業課）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	5

【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるノルディトロピンノルディフレックス注10mg外10品目 の医薬品の購入に係る一般競争入札の実施	（病院局）	6
--	-------	---

【正 誤】

平成23年1月21日付け島根県報第2,258号中	（農村整備課）	8
--------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第5号及び第6号の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第78条第3号の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
特定非営利活動法人なごみ会	訪問介護	出雲なごみ会	出雲市高松町1589-10	平成23年1月21日

島根県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第8号の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止したので、同法第78条第3号の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在	停止の内容	停止期間
特定非営利活動法人なごみの里	訪問介護	江津なごみの里	江津市松川町市村68	従来及び新規利用者へのサービス提供及び報酬請求を不可とする。	平成23年1月21日から平成23年4月20日まで

島根県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

八束郡東出雲町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

鞆嶋 弘明 八束郡東出雲町大字揖屋町3423番地26

島根県告示第70号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

江津市桜江町今田534-1・桜江町川戸909-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第71号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町那久神子谷781、782、785、下松尾889-10、サイブツ895-32、895-54

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町西比田2204-3、2204-5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2787-1、2787-2、2787-3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第74号

平成23年島根県告示第40号で指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
安来市広瀬町上山佐2540	永島専次郎	安来市広瀬町上山佐

島根県告示第75号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 松江市宍道町佐々布208番地35外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ベル 代表取締役 柳楽晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208番地35

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,630平方メートル

(変更後) 3,490平方メートル

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前9時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

アの変更 平成20年7月3日

イ及びウの変更 平成23年1月22日

2 届出年月日

平成23年1月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第76号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成18年度～22年度	55枚	1冊	田橋町1	平成23年1月21日

吉賀町	平成16年度～22年度	49枚	1冊	六日市1	平成23年1月21日
松江市	平成20年度～22年度	21枚	2冊	大野②	平成23年1月21日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年2月4日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 調達内容

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- ア ノルディトロピンノルディフレックス注10mg、10mg 1キット、781キット
- イ シナジス筋注用100mg、100mg 1瓶、404瓶
- ウ リュープリンSR注射用キット11.25、11.25mg 1筒、725筒
- エ アリムタ注射用500mg、500mg 1瓶、160瓶
- オ ペグイントロン皮下注用100 μ g/0.5ml用、100 μ g 1瓶、1,233瓶
- カ レミケード点滴静注用100、100mg 1瓶、354瓶
- キ アービタックス注射液100mg、100mg20ml 1瓶、910瓶
- ク ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.33mg 1キット、777キット
- ケ ベルケイド注射用3mg、3mg 1瓶、200瓶
- コ ベクティビックス点滴静注100mg、100mg 5ml 1瓶、409瓶
- サ ネクサバル錠200mg、PTP56錠、105箱

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

- ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。
- イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7 薬品類」、中分類「(1) 医療薬品」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医薬品の一般販売業の許可を受けた者であること。
- (6) 本公告に示した医薬品を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ
電話0853-30-6431
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成23年2月4日から2月25日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
平成23年3月25日 午前10時（郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。）
- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成23年3月25日 午前11時
 - イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a Norditropin NordiFlex 10 mg , 10 mg 1 cartridge , 781 cartridges
- b Synagis 100 mg , 100 mg 1 vial , 404 vials
- c LEUPLIN SR FOR INJECTION KIT 11.25 , 11.25 mg 1 cartridge , 725 cartridges
- d Alimta Injection 500 mg , 500 mg 1 vial , 160 vials
- e PEGINTRON Powder for Injection 100 μ g / 0.5ml , 100 μ g 1 vial , 1233 vials
- f REMICADE for I.V. Infusion 100 , 100 mg 1 vial , 354 vials
- g ERBITUX Injection 100mg , 100 mg 20 ml 1 vial , 910 vials
- h Genotropin GoQuick Inj. 5.3 mg , 5.33 mg 1 cartridge , 777 cartridges
- i VELCADE Injection 3 mg , 3 mg 1 vial , 200 vials
- j Vectibix 100 mg , 100 mg 5ml 1 vial , 409 vials
- k Nexavar 200 mg , PTP 56 tablets , 105 package

(2) Time Limit of Tender :

10 : 00 AM 25 March 2011

(3) Please tender all information to :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara Izumo-shi Shimane-ken 693-8555 Japan,
Tel 0853-30-6431

正

誤

平成23年1月21日付け島根県報第2,258号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から2	大田市久手町羽根西1852-7	大田市久手町波根西1852-7
4	上から1	大田市久手町羽根西1988-2	大田市久手町波根西1988-2
4	上から2	大田市久手町羽根西1725-9	大田市久手町波根西1725-9
4	上から14	大田市久手町羽根西1988-2	大田市久手町波根西1988-2
4	上から15	大田市久手町羽根西1725-9	大田市久手町波根西1725-9